

原告最終準備書面 要約

第1 本訴訟の意義

全国には1500万人以上の「ノン・ワーキング・プア」が存在する一方、本件各委員は月に1, 2回の勤務で毎月20万円前後の報酬を支給されている「ノン・ワーキング・リッチ」である。

本件訴訟は、裁判所が、以上のような違法不当な宮城県の非常勤の行政委員の月額報酬制にメスを入れ、その違法性を明らかにし、社会的不公正を是正し、社会正義を実現することを強く期待して提起されたものである。

第2 最判平成23年12月15日を踏まえての主張

1 最高裁の事例と本件とでは、証拠とそこから認定される事実が異なるから、同じ結論にはならない。

2 最高裁も、全く司法審査の余地を残さない裁量を議会に認めたわけではない。裁量審査においては法203条の2第2項の趣旨に沿った合理性の観点の問題となる。

その趣旨について最高裁は直接判示していないが、①日額制が原則であること、②報酬は勤務に対する反対給付としての性格を要すること、③各地方公共団体の実情に即した判断をすべきこと、④必要最小限度の報酬でなければならないこと、と解される。

3 職務の性質、内容、職責等について

最高裁もこれを一般的に認めたわけではないし、職責の重要性を過大視すべきではない。また、仙台市の事件の証人尋問の結果によると、本県では報酬制度の内容と人材確保の必要性とは関連しない。

4 勤務の態様、負担等について

準備等の時間が月額報酬制の合理性を基礎付けるための要件として、①委員就任との条件関係、②客観的必要性・相当性を満たすことが必要である。

以下、本件各委員会の平成19年度・平成20年度の委員について、被告の主張する勤務時間、書面尋問の結果等から、勤務時間外の実質的勤務の時間、負担等を踏まえても、形式的登庁日に対する報酬を支払うことで、勤務に対する反対給付としては十分である旨を詳論。

5 財政状況について

財政状況は諸般の事情の一つとして考慮すべきである。

宮城県の財政状況は元々破綻寸前だった上、震災によってさらに厳しい状況に追い込まれている。

一円たりとも無駄な公金を支出する余裕はない。

第3 終りに

仙台地裁第1民事部の各裁判官におかれましては、請求棄却という前記最高裁判決の外見だけにとらわれることなく、一般県民の感覚と震災後の宮城県の実情に即した、真に後の規範となるべき判決をなされるよう、切望いたしております。